

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例（平成 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。